

東濃西部 看護師資格取得支援 修学資金貸付 募集要領



多治見・瑞浪・土岐市内の病院等で一定期間勤務したときは、貸付金の返還を免除します！

東濃西部広域行政事務組合

URL <https://tono-seibu.org/kango-shikaku/>

1 目的

多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「圏域」という。）内において、将来、看護師として病院等で働く意志のある方に対し、修学資金を貸付けることによって修学を容易にし、圏域内の病院等における看護師の確保を図ることを目的としています。

2 貸付対象者

将来、圏域内の病院等において看護師の業務に従事しようとする方で、大学等（看護専門学校、看護師養成所等を含む）で看護師になるために必要な学科を履修する学生のうち、当該大学等に進学する直前（3か月以内）まで圏域内に居住していた者。

なお、次のいずれかに該当する方への貸付はできません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※東濃西部看護師等確保修学資金貸付制度との併用はできません。

※他の奨学金制度と併用可能な場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

3 貸付人数 20名

4 募集期間 令和8年4月1日（水）から5月29日（金）午後5時まで（書類必着）

5 申込先 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15 多治見市役所本庁舎内 東濃西部広域行政事務組合 電話：0572-22-7150 Email：kouiki@tono-seibu.org

6 選考

選考方法：書類審査により選考します。

7 必要書類

- (1) 貸付申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書
- (3) 連帯保証書（所定の様式）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 申請者の住民票（進学直前の住所が証明できるもの）
- (6) 大学等の在学証明書（令和8年4月1日以降のもの）
- (7) その他管理者が必要と認める書類

※連帯保証書の連帯保証人のうち **1人は同居の家族以外の方とします。**（申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人は申請者の法定代理人としてください。）

※『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ（<https://tono-seibu.org/>）、にて取得してください。

8 貸付決定

- (1) 6月に応募者に書面で通知予定です。
- (2) 貸付決定を受けた方（以下「修学生」）に対して貸し付けます。修学資金は、6月末日と11月末日に6か月分を年2回に分けて交付します。

9 貸付金額

月額4万円（年額48万円）

10 貸付期間

大学等の正規の修学年数

11 貸付けの取消し及び停止

(1) 次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消します。

ア 大学等を退学したとき。

イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。

ウ 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。

エ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

オ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(2) 修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止します。

12 修学資金の返還

次のいずれかに該当するときは、修学資金を返還しなければなりません。

ア 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

イ 大学等を卒業した日から起算して2年以内に看護師免許を取得しなかったとき。

ウ 看護師免許取得後、1か月以内に圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなかったとき。

エ 圏域内の病院等において看護師の業務に従事した後、返還の免除の条件に該当する場合を除いて、圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき。

※圏域内の病院等に勤務していて、速やかに他の圏域内病院等に勤務する場合は、返還の必要はありません。

13 返還の免除

(1) 全額免除

免許取得後、1か月以内に圏域内の病院等において看護師の業務に従事し、病気負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）当該業務に従事したとき、貸し付けた修学資金の返還債務の全額を免除します。

ただし、修学資金の貸付を受けた期間が1年に満たないときは、必要勤務期間を1年間とします。

※4年間貸付けを受けたとき・・・4年間の勤務で返還免除

※8か月貸付けを受けたとき・・・1年間の勤務で返還免除（貸付期間が1年未満のため）

(2) 全額又は一部免除

ア 圏域内の病院等で看護師の業務に従事した期間が1年以上であり、必要勤務期間に満たないときは、従事した月数分の修学資金の返済債務を免除します。

※従事期間が1年4か月の場合・・・1年4か月分の返還免除

※従事期間が0年8か月の場合・・・返還免除はありません。一部免除になるためには1年以上の勤務が必要です。

イ 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事できなくなったときは全額又は一部免除となる可能性があります。

14 返還の猶予

借受人が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、修学資金の返還債務の履行を猶予します（返還猶予期間終了後、再度圏域内勤務を開始し、期間満了まで勤務した場合には、返還の必要はありません）。ただし、猶予期間は3年以内です。

※出産・育児により、一時的に圏域内勤務を離れる場合も返還猶予となります。

15 延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき日の翌日における法定利率を乗じて計算した延滞利息を加算して支払っていただきます。

16 貸付け決定後の書類提出

修学資金の返還免除又は返還が完了するまで、毎年4月に現況報告書の提出が必要となります。また、住所変更や連帯保証人の変更等の貸付規則に定める届出事項に該当した場合は、届出書等の提出が必要です。

※募集要領及び東濃西部看護師修学資金貸付規則（ホームページで確認いただけます。
URL <https://tono-seibu.org/kango-shikaku/>を熟読し、申請してください。）